平成２８年（フ）第４４１９号
大阪市東住吉区桑津１丁目９番25―1006号
債務者　坂本　和恵（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７号
長崎県松浦市福島町塩浜免2968番地２　仏崎団地104
債務者　前田　将太
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第４７０号
岡山市東区宍甘58番地15クリスタルシャトー202号、旧住所岡山市東区益野町431番地７
債務者　仲宗根智子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４４号
愛知県安城市東栄町１丁目10番15号　Ａ・Ｃｉｔｙ新安城東306
債務者　山本　雅彦
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
愛知県豊田市畝部西町藪下80番地　県営２―401号
債務者　脇田　康子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３９０号
横浜市南区別所６丁目９番25号　セントヒルズ上大岡105号
債務者　竹内　　雅
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６３号
横浜市都筑区大丸10―３―14―104、住民票上の住所東京都豊島区千川１丁目５番４号　遊葉館　101号
債務者　室　　哲平
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２００６号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の６　湘南西部２―20―2021
債務者　曽我みゆき
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２３８号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―807号
債務者　小山千代子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２９８号
横浜市中区豆口台39番地
債務者　山下喜美子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３８５号
神奈川県綾瀬市寺尾本町１丁目10番19号　レオパレスＷＩＮＳ寺尾205
債務者　大久保吉将（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第１１７８号
千葉市稲毛区黒砂２丁目６番９号田久保荘101号、住民票上の住所千葉市稲毛区穴川１丁目６番28号西千葉ハイツ306号
債務者　高橋　祐介
1　主文　当裁判所が平成28年11月２日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき、「千葉市稲毛区穴川１丁目６番28号西千葉ハイツ306号」とあるを、「千葉市稲毛区黒砂２丁目６番９号田久保荘101号、住民票上の住所千葉市稲毛区穴川１丁目６番28号西千葉ハイツ306号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年11月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１０６６号
名古屋市天白区平針１丁目204番地
破産者　株式会社アイチ製作所
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９号
名古屋市中村区名駅４丁目２番15号
破産者　有限会社アール・ティー・ビー
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５４号
大阪府茨木市高浜町３番５号、前住所兵庫県西宮市北六甲台５丁目11番１号
破産者　株式会社サプライ
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部